



日耳鼻医学会FAXニュース NO 194

平成24年10月1日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimu@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

「九州フォーラムin熊本2012」盛會理に終了

第37回臨床家フォーラム「九州フォーラムin熊本2012」は熊本市のくまもと県民交流館パレアで9月8日・9日(日)の両日、約170名の会員と40名の会員家族職員の参加で盛會理に終了した。参加登録は300名を超えた。

9日(土)分科会後の夜の懇親会も会員職員家族併せて150名の参加で、九州耳鼻咽喉科医学会協議会の各県医学会も参加し、また大仕掛けのマジックシ

ョウもあり多いに盛り上がった。「他の会では家族・職員一緒には懇親会に参加できないので、この会は嬉しい」という声が聞かれていた。詳細は会誌「かがみ」に掲載予定。なお、当日のスナップ写真をホームページ

http://www.kyusyuforum.com/ で公開中。

(ユーザー名:mimi パスワード:oto)

次回第38回臨床家フォーラムは2013年9月15(日)・16日

(月・祝)、東京品川にあるココヨホールで開催予定。

フォーラム終了御礼

九州フォーラムin熊本2012
会長 地後井泰弘
実行委員長 伊東祐久
事務局 東家倫夫

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。さて「九州フォーラムin熊本2012」は会員はじめ関係された方々の絶大なるご支援ご協力の下、無事盛會理に終了することが出来ました。会員の登録も300名を超え、また熊本のゆるキャラ「くまモン」が皆様をお迎えした懇親会も150名の参加と大変盛會に楽しく終わりました。九州沖縄各県から実行委員をだして頂き準備を進めてまいりましたが、不行き届きの面も多々あったと思えます。何卒お許し下さい。

参加された先生方から「充実した良いフォーラムだった」と喜んで頂くことが出来ました。大変有り難く嬉しく心から御礼と感謝を申し上げます。

まずは紙面をもちましてお礼に代えさせていただきます。誠に有り難うございました。

今後とも宜しくお願い申し上げますとともに、各位の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。 敬白

厚生省、医師法20条で解釈通知

24時間後も診察すれば死亡診断書の交付は可能 厚生労働省は8月31日付で「医師法第20条ただし書の適切な運用について(通知)」を出した。これは、医師が自ら検案せずに検案書を交付してはならないことなどを規定する医師法20条の解釈通知。最近、増加している在宅医療における看取りの現場などで、誤った法解釈をする医師が死亡診断書を書けないなどとする指摘があったことを受けた対応だ。

問題になっていたのは、条文にある「診療中の患者が受診

後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」とするただし書。診察から24時間経過して死亡した患者に対し、医師がこのただし書を「死亡診断書を書くことはできない」と誤って解釈したり、異状死体などの届出義務を規定する医師法21条と混同して「警察に届け出なければならぬ」と誤解したりすることなどで、在宅での看取りが適切に行われないこともあるとの指摘があった。

こうした指摘を受け、解釈通知では、患者が診察後24時間以内に診察中の関連疾病で死亡した場合、「改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認める」と記した。また、診察から24時間経過した場合においても、改めて診療を行い、診察中の疾病に関連する死亡であると判定できる場合は「死亡診断書を交付することができる」とした。

(9月5日M3.comニュース)

花粉対策製品に認証マーク産官学の協議会が発足 サントリーホールディングスや武田薬品工業などが花粉症対策に産官学で協力して取り組む「花粉問題対策事業者協議会」は9月12日、都内で設立総会を開き、一定の基準を超えた効果を持つ花粉対策製品にお墨付きを与える「認証マーク」の導入を目指すことを決めた。

花粉症に対しては、各社が健康食品や医薬品、空気清浄器など多くの対策製品を発売しているが、症状の軽減などでの効果を示す統一的な基準はない。各社共通で実験に使う花粉の大きさや種類、認証マークを与える基準などを決め、消費者が製品を選ぶ際の参考にしてもらう。また10月から会合を毎月開き情報交換するほか、協議会や会員が行う花粉の発生源などについての調査結果を基に花粉飛散を減らすための政策提言も行う。 【共同】MEDIFAXdigest9/14

義解釈資料(その9)より 9月21日厚労省医療課【問6】検査及び処置については、施用する薬剤の費用は別に算定出来るものの、投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに注射の部に掲げる注射料は別に算定できないとされているが、手術についても同様の取り扱いであるという理解で良いか。【答】その通りである。

= お断り =

現在会員名簿とFAXニュースのFAX登録番号を照合中ですが登録漏れでFAXニュースの届いていない会員がおります。その方々へは今号より送信させていただきます。なおFAX番号の変更などありましたら事務局へのご連絡を宜しくお願い申し上げます。



生きる喜びを、もっと
Do more, feel better, live longer

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

アラミスト[®] 点鼻液27.5µg 56噴霧用

Allermist[®] 27.5µg 56 metered Nasal Spray フルチカゾンフランカルボン酸 エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入)
グラクソ・スミスクライン株式会社 グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求
TEL: 0120-561-007 (9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-6-15 GSKビル FAX: 0120-561-047 (24時間受付)

2010.5